

岡崎市U I J ターン就業・起業者移住費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市U I J ターン就業・起業者移住費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 市は、愛知県が県実施要領に基づき参加市町村と共同して実施する愛知県移住支援事業及びマッチング支援事業に参加し、市外からの移住・定住の促進及び市内中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の定める範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、第3号に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、本市市税及び直近の年度の市区町村民税に未納がなくかつ次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。
 - ア 移住元に関する要件として、次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 岡崎市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、

雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。

(イ) 岡崎市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 岡崎市に転入したこと。

(イ) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 補助金の申請日から5年以上、岡崎市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 岡崎市暴力団排除条例(平成23年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他愛知県又は岡崎市が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業又はテレワーク又は起業に関する要件として、次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 一般の場合

次に掲げるaからhのいずれにも該当すること。

a 勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

b 転入日時時点で満50歳以下であること。

c 就業先が、愛知県又はその他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

- d 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- e 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県実施要領に定める移住支援金対象法人等又は愛知県以外の都道府県が移住支援金対象としている法人等に就業し、申請時において当該法人等に就業していること。
- f 求人への応募日が、マッチングサイトにcの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- g 当該法人等に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- h 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、次に掲げるaからeのいずれにも該当すること。

- a 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ テレワークに関する要件として、次に掲げる(ア)から(ウ)のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(ウ) 所属先企業において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者として就業していること。

ウ 起業に関する要件として、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

2 前項に規定する要件のほか、複数人世帯の申請の場合には、複数人世帯に関する要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和6年4月1日以後に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は役員に暴力団関係者がいる法人等でないこと。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の支給を希望する者は、別に定める交付申請書兼実績報告書(様式1)、本人確認書類及び第4条に掲げる申請者の要件を満たすことを証する書類を、次の(1)から(3)のいずれかに規定する期間内に市長に提出するものとする。なお、移住就業者及びテレワーカーは、就業先の就業証明書(様式2-1又は2-2)を併せて提出すること。

- (1) 移住就業者(第4条第1項第2号アの要件に該当する申請者)にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、就業先の法人等に就業していること。
- (2) テレワーカー(第4条第1項第2号イの要件に該当する申請者)にあつては、申請時において、転入後1年以内であること。
- (3) 移住起業者(第4条第1項第2号ウの要件に該当する申請者)にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、次のア又はイのいずれかに規定する要件を満たしていること。
 - ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。
 - イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項に定める交付決定及び額の確定に先立ち、申請の内容が第4条に掲げる要件に適合することを確認し、申請者に通知することができ

る。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定後、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの請求により補助金を交付する。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(住居等の変更に係る届出（交付決定者）)

第9条 交付決定者は、補助金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、第5条に規定する交付申請の記載内容に係る変更の有無を、住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式6-1）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 交付決定者は、第5条に規定する交付申請の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定に関わらず、住居・勤務地等変更届出書【受給者用】（様式6-1）により速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

(住居等の変更に係る届出（交付決定者が就業する法人等）)

第10条 第4条第1項(2)アの要件に該当する交付決定者が就業する法人等は、補助金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式6-2）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 交付決定者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定に関わらず、住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（様式6-2）により速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件のいずれかに該当する場合、当該交付決定者に補助金の全額または半額の返還を請求することができるものとする。この場合において、市長は、その内容を当該交付決定者に通知するものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の支給決定を受けた

ことが明らかになった場合

イ 補助金の申請日から3年未満に岡崎市から転出した場合

ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合（第4条第1項(2)アの要件に該当する交付決定者のみ）

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に岡崎市から転出した場合

（補助金の返還額の納付）

第12条 前条の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、市長が定める期日までに、前条の規定により請求された返還額を納付しなければならない。

（補助金の返還免除）

第13条 交付決定者は、第11条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものときは、返還免除申請書（様式8）及び返還免除理由を証する書類により返還の免除を申請できるものとし、第9条に規定する届出書と併せて市長に申請書等を提出するものとする。

2 交付決定者から返還の免除申請があったときは、返還要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、市長は愛知県の同意を得た上で、第11条の規定による補助金の返還を免除できるものとする。

3 前項の申請を受理した場合、市長は愛知県の同意を得た上で、返還免除の可否に係る決定内容を返還免除承認通知書（様式9-1）又は返還免除不承認通知書（様式9-2）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の年度区分）

第14条 この要綱に規定する補助金の年度区分は、第6条に規定する補助金の交付決定及び額の確定を行った日の属する年度を基準とする。

（その他）

第15条 この要綱に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条(1)アの規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降の転入者について適用し、令和 2 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までの転入者については、なお従前の例による。